令和3年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

- (1) 事業者指導及び監視強化
 - ② 優良な産業廃棄物処理事業者の育成

(1) 事業目的

産業廃棄物処理業の許可を申請する者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、 施設や申請者の能力及び経理的基礎等の審査を行うことで、産業廃棄物の適正な処理が行われることを目的としています。

(2) 取組状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準により審査を行い、 産業廃棄物処理業の許可を行って います。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選択できる仕組みを構築することが必要であり、通常の許可基準よりも厳しい基準(優良基準)をクリアした産業廃棄物処理業者について県が認定するなど、優良な処理業者を育成する取組みも行っています。認定事業者については県のホームページにより公開しています。

併せて、(一社) しまね産業資源循環協会と連携し、産業廃棄物処理業者が優良認定産業廃棄物処理業者となるためのプロセス等についての講習会等を実施しています。

(3) 参考情報

優良産廃処理業者認定事業者一覧

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/hyokalist.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302